

受付	個人質問第号
	令和年月日時分

## 一般質問＜個人＞発言通告書

令和7年11月13日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 水野勝康

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p><b>議会における執行部答弁の考え方について</b></p> <p>議会質疑の答弁は市長だけでなく補助機関も行うことが通例であるが、令和7年第3回定例会における一般質問を傍聴した市民から、市長の答弁が不自然に少ないことについて疑問の声が寄せられた。議会における執行部答弁の考え方について伺う。</p> <p>(1) 市長と補助機関は一体をなしていると考えられることから、答弁についても市長と補助機関は一体として行うものと理解してよいか。</p> <p>(2) 一般質問は通告制となっているが、通告を受けた市長と補助機関で答弁を分担する際の考え方はどのようか。</p> <p>(3) 個別の政策の細かい部分はともかく、政治家としての市長に対して大きな方向性を問う内容の質問については、極力市長自身が答弁した方が市民にも伝わりやすいと考えるがどうか。</p>	
2	<p><b>令和8年度の行政組織再編について</b></p> <p>市長は本年3月に「稼ぐ」ことを方針として打ち出した。具体的に何を行うのか注目していたところ、令和8年度の行政組織再編が示され、「稼ぐ」ことを担当する部署の新設も含めて再編が行われることになった。組織再編について伺う。</p>	

	<p>(1) 秘書広報課について</p> <p>ア 広報活動を情報課から秘書課に移管して秘書広報課とする意向だが、従前の秘書課と一体化することにより、市としての広報活動と市長個人の情報発信が市民から混同して見えるおそれはないか。</p> <p>イ 市の広報業務としては、市長が不本意であるとしても、自治体の責任として情報を届けなければならない場面が生じることも考えられる。そのような場合に市長と密接に関係して業務を行う秘書広報課で本当に対応できるのか。</p> <p>ウ 広報活動を戦略的に展開するための組織再編とのことだが、従前の市の広報活動からどのように変わるのか。</p> <p>エ 広聴業務についても広報業務と一緒に秘書広報課が担当するとのことだが、広聴業務で入ってくる市民の意見の中には実現が難しいものや、実現できるとしても直ちに行なうことが難しいものもあると思われる。市長と広聴部門を組織の上で近づけることで生ずるリスクはないのか。</p> <p>(2) 企画政策課行政マーケティング推進室について</p> <p>ア 「行政マーケティング」の定義はどのようなか。</p> <p>イ 「シティプロモーション」は従前の市の広報と何が異なるのか。</p> <p>ウ 歳入確保とシティプロモーションとはどのような業務上の関連性があるのか。</p> <p>エ 「稼ぐ」というのは簡単なことではない。どのような人材をもって推進室の職務に就かせるのか。</p>	
3	<p>任期折り返しを迎えた副市長の認識について</p> <p>任期折り返しに入った副市長に対し、任期後半に向けて、任期前半を総括するために伺う。</p> <p>(1) 副市長として在任した2年間について、全体としての自己評価はどのようなか。</p> <p>(2) 地方自治法第167条第1項に定められている副市長の職務について伺う。</p> <p>ア 市長を補佐する職務の自己評価はどのようなか。</p> <p>イ 市長の命を受け政策及び企画をつかさどる職務の自己評価はどのようなか。</p> <p>ウ 職員の担任する事務を監督する職務の自己評価はどのようなか。</p> <p>(3) 副市長は長年職員として精勤されてきた経歴がある</p>	

	<p>が、副市長と職員の職務の違いとしてどのようなものがあったか。</p> <p>(4) 任期後半に副市長として取り組むべき課題についてどのように考えているか。</p>	
4	<p><b>国民健康保険運営の将来について</b></p> <p>令和7年6月13日に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」が成立した。今後、厚生年金保険及び健康保険の被保険者の適用拡大が行われる。これを踏まえて、本市の国民健康保険運営の将来について伺う。</p> <p>(1) 現在の地域型国民健康保険の被保険者は実質的に職域保険の範囲から除外された者で成り立っている。健康保険の適用拡大により、地域型国民健康保険はどのような影響を受けると考えているか。</p> <p>(2) 健康保険の適用拡大では、地域型国民健康保険の被保険者の中で相対的に負担能力のある層が地域型国民健康保険から離脱することになる。最近は平成24年、平成28年、令和2年に短時間労働者への適用拡大を行う改正が行われたが、本市の国民健康保険運営に影響は見られたか。</p> <p>(3) 現行の国民健康保険法が施行された昭和36年頃は、相応の資力がある自営業や自作農が被保険者の多数を占めることを想定していた。保険給付の範囲も狭く、現在ほど高齢者も多くはなかった。しかし、現在は被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者や無職が多くなり、資力が低いため国民健康保険財政を悪化させる要因と指摘されている。国が地域型国民健康保険への抜本的な支援等を行わないまま健康保険の適用拡大を続けると、本市においても地域型国民健康保険の存続は容易ではないと考えるがどうか。</p>	
5	<p><b>職員の勤務時間管理について</b></p> <p>半田市において公益通報により超過勤務手当の未払いが判明した。対象者数1,073名、未払い認定時間37,686時間58分、未払い金額約7,600万円と半田市が公表している。勤務時間管理は職員の健康やワーク・ライフ・バランスを確保するための基本的な事項であるだけでなく、未払いが生じた場合には突発的な財政負担を生じさせ、大きなリスクともなる。本市における職員の勤務時間管理に</p>	

	<p>について伺う。</p> <p>(1) 職員の勤務時間の把握方法はどのようなか。</p> <p>(2) 勤務時間の取扱いについて職員に対してどのように周知しているか。</p> <p>(3) 時間外勤務について手続きはどのようなか。</p> <p>(4) 半田市の事例では時間外が最も多かったのは市民課で、窓口業務の準備が生じていたという。現在本市で検討されている開庁時間の短縮はこうした準備を時間内に行うことができ、半田市のようなトラブルの防止にも資すると考えるがどうか。</p> <td data-bbox="1160 256 1349 720"></td>	
--	--	--